

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成30年2月20日

盛岡市監査委員	工藤由春
同	菊池秀一
同	小山田正美
同	八木橋美紀

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成28年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成28年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

つなぎ温泉観光協会（つなぎ温泉観光協会事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち、次の2団体とした。

- (1) 一般財団法人盛岡市駐車場公社（一般財団法人盛岡市駐車場公社出捐金）
- (2) 公益財団法人岩手育英会（公益財団法人岩手育英会出捐金）

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成28年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

- (1) 盛岡広域森林組合（盛岡市外山森林公園）
- (2) 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて（盛岡市もりおか女性センター）

第2 監査の実施期間

- 1 財政援助団体 平成30年1月18日から平成30年2月19日まで
- 2 出資団体 平成30年1月19日から平成30年2月19日まで
- 3 公の施設の指定管理者 平成30年1月24日から平成30年2月20日まで

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

- 1 平成29年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。
 - イ 事業経営に関すること。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には、会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意されたい。

つなぎ温泉観光協会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市繫字湯の館 121 番地 1

つなぎ温泉観光協会

会長 菊地 善雄

2 財政援助の目的

当該団体は、つなぎ地区内の趣旨に賛同する各種事業者により組織され、会員の経営の向上と親睦融和を図り、併せてつなぎ地区の発展を目的とする団体であり、当該団体の実施する観光宣伝、観光客誘致、観光施設整備その他観光振興及びつなぎ温泉の観光業の活性化を図る事業に要する経費について、公益上の必要性から補助しているものである。

3 補助金額等

つなぎ温泉観光協会事業補助金

補助金額	申請年月日	交付契約年月日	交付年月日
11,844,000 円	平成 28 年 6 月 3 日	平成 28 年 6 月 8 日	平成 28 年 6 月 24 日 8,000,000 円 平成 28 年 8 月 19 日 3,844,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 補助金精算書の提出に当たり、収支精算書の内訳に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

一般財団法人 盛岡市駐車場公社

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市内丸1番55号

一般財団法人 盛岡市駐車場公社

理事長 船水 義一

2 出資の目的

盛岡市駐車場公社は, 道路交通の円滑化を図り, もって住民の利便に資するとともに, 都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする団体であることから, 公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

一般財団法人盛岡市駐車場公社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和46年12月10日	昭和46年12月27日 平成25年5月10日	3,000,000円 (1,000,000円) (2,000,000円)	100%

4 監査の結果

当該法人は, 出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお, 一部の事務処理等について, 次の事例が見られたので, 適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 会計処理に当たり, 年度末日の駐車場使用料の保管額及び立替額が貸借対照表に表示されていない事例が見られたので, 適正な事務の執行を求める。

公益財団法人 岩手育英会

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2

公益財団法人 岩手育英会

代表理事 千葉 仁一

2 出資の目的

岩手育英会は、岩手県在籍の経済的に恵まれない大学生及び短期大学生に奨学金を貸与し学業を成就させることを目的とする団体であり、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人岩手育英会出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
大正 14 年 9 月 10 日	平成 4 年 7 月 31 日	68,000,000 円	68.8 %
	平成 5 年 6 月 18 日	(48,000,000 円)	
	平成 6 年 4 月 15 日	(10,000,000 円)	
		(10,000,000 円)	

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 会計処理に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

盛岡広域森林組合

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市洪民字泉田 360 番地
盛岡広域森林組合
代表理事組合長 伊藤 一治

2 管理を行う公の施設

盛岡市外山森林公園

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市外山森林公園は，森林浴，レクリエーション等の野外活動を通じて，市民の保健及び休養に資するとともに，森林に対する理解を深めるための場であることから，盛岡広域森林組合を指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市外山森林公園指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
15,784,457 円	平成 28 年 4 月 28 日	5,844,000 円
	平成 28 年 8 月 5 日	4,831,000 円
	平成 28 年 10 月 7 日	3,545,000 円
	平成 29 年 1 月 13 日	1,564,457 円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 事業報告書の提出に当たり，委託料精算書の支出額の記載内容に誤りがある事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名
盛岡市中ノ橋通一丁目5番1号 肴町恵ビル3階
特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて
理事長 平賀 圭子

2 管理を行う公の施設
盛岡市もりおか女性センター

3 指定管理者による管理の目的

もりおか女性センターは，男女共同参画社会の形成に資するため，各種の講座，研修，情報及び交流の場の提供，女性相談事業等を行う拠点施設であることから，参画プランニング・いわてを指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市もりおか女性センター指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
61,545,000 円	平成28年4月13日	5,888,000 円
	平成28年6月10日	11,279,000 円
	平成28年8月10日	9,332,000 円
	平成28年10月7日	9,220,000 円
	平成28年12月9日	10,408,000 円
	平成29年2月10日	15,418,000 円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。